

新潟労働局
平成28年3月29日(火)

【照会先】

新潟労働局 職業安定部 職業対策課
課長 飯田 薫
課長補佐 福原 明男
地方障害者雇用担当官 金子 淳治
(代表電話) 025-288-3508 (夜間電話) 025-288-3543

平成28年度において、医療機関とハローワークとの連携による就労支援モデル事業を実施します。

1 モデル事業実施の趣旨・目的

平成30年4月から精神障害者が法定雇用率の算定基礎の対象へ追加されることを踏まえて、精神障害者の就労支援策を充実・強化することが求められており、精神障害者の雇用促進のためには、医療機関と連携した就職や職場定着に関する支援（就労支援）が重要となっています。

このため、新潟労働局では平成28年度において、ハローワーク新潟（新潟公共職業安定所）とハローワーク新潟管内にある6つの医療機関が協定を締結し、精神障害者に対する就労支援を実施することとなりましたのでお知らせします。

このモデル事業は、平成27年度において全国の4労働局で先行して実施しており、平成28年度は新潟労働局を含めた全国22労働局で実施するものです。

【協定を締結する医療機関】（順不同 敬称略）

医療法人青山信愛会 新潟信愛病院
医療法人恵生会 南浜病院
医療法人恵松会 河渡病院
医療法人水明会 佐潟荘
医療法人青松会 松浜病院
医療法人社団 まことクリニック

2 モデル事業の実施内容

医療機関で就労が可能と判断され、就職を希望している障害者に対し、医療機関とハローワークの担当者が中心となって就労支援チームを結成し、就職から職場定着まで一貫して次のような支援を実施します。

医療機関は精神保健福祉士や臨床心理士などが、ハローワークは就職促進指導官や就職支援コーディネーター、精神障害者雇用トータルサポーターなどが担当します。

- (1) 職業相談・紹介、キャリアコンサルティング、就職ガイダンス（履歴書の書き方等）、職業訓練あっせん等
- (2) 職場実習等の機会の積極的な提供
- (3) 医療機関とハローワーク、障害者就業・生活支援センターなどの担当者によるケース会議の開催
- (4) 就職後の職場定着支援の実施

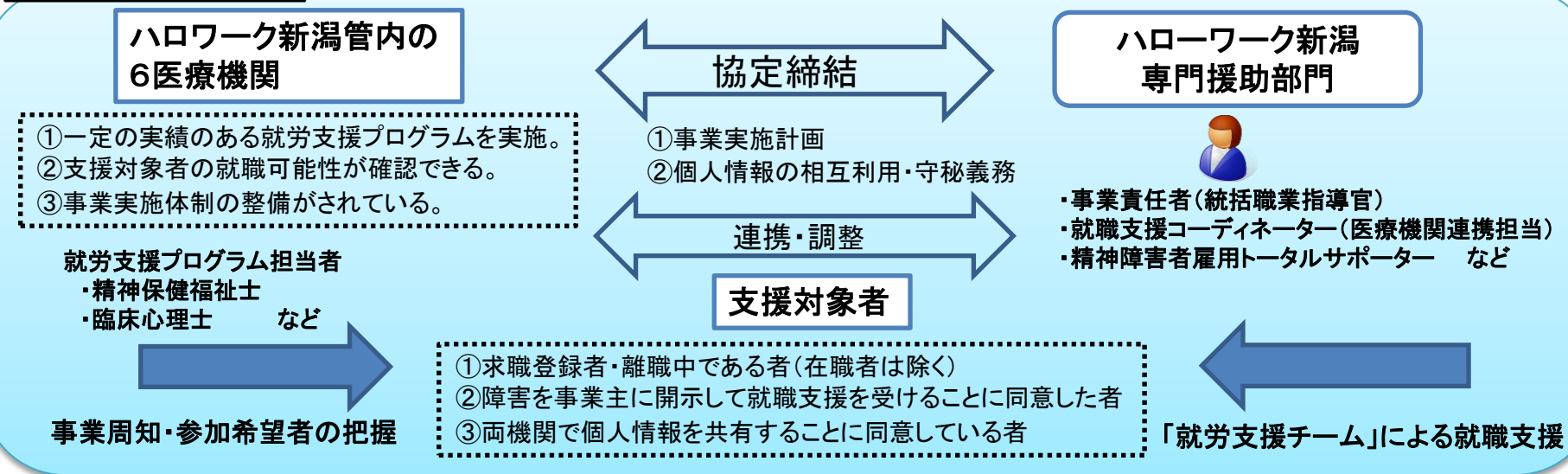
精神科医療機関とハローワークの連携モデル事業の実施について(28年度新規事業)

1 目的

平成30年4月から精神障害者が法定雇用率の算定基礎の対象へ追加されることを踏まえ、精神障害者の就労支援策を充実・強化することが求められており、精神障害者の雇用促進のためには、医療機関と連携した就職や職場定着に関する支援(就労支援)が重要となっている。

このため、都市部のハローワークにおいて、就労支援プログラム等を実施する医療機関と連携したモデル事業を実施し、当該医療機関との信頼関係を構築するとともに、地域の他の医療機関に対してもハローワークでの取組状況について普及・啓発を図り、医療機関との連携を推進することとする。

2 事業実施体制



3 事業内容等

○主治医等として医療機関の関与は継続。就労支援の観点から支援対象者を医療機関からハローワークに引き継ぐ。

○支援方法については、**既存の「チーム支援事業」を活用**し、支援期間は原則6ヶ月以内とする。

○想定される支援内容は次のとおり。

- ①職業相談・紹介、キャリアコンサルティング、就職ガイダンス(履歴書の書き方等)、職業訓練あっせん等の就労支援サービス
- ②職場実習等の機会の積極的な提供
- ③3ヶ月目と支援期間終了時に医療機関側の担当者を含めたケース会議の開催
- ④職場定着支援等のフォローアップ支援の実施